

岡山市パートナーシップ宣誓制度(案)

項目	内容	論点等	パブコメ
制度名称	岡山市パートナーシップ宣誓制度	➤ 宣誓制度	1・14
趣旨	岡山市第六次総合計画・さんかく条例		
パートナーシップの定義	お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係	➤ 事実婚は対象外 ➤ 同居を要件としない	3
対象者の要件	(1) 成年に達していること (2) 市内に住所を有している(市内への転入を予定している場合を含む。)こと (3) 双方に配偶者がいないこと (4) 当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと (5) 当事者同士が近親者でないこと	➤ 双方居住が必要 ➤ 養子縁組の場合、解消しなくても宣誓可能	—
宣誓方法	(1) 事前予約のうえ、当日来庁して宣誓 (2) パートナーシップ宣誓書受領証等を交付	➤ 宣誓場所は人権推進課(個室対応可) ➤ 手続きの軽減 ➤ 公正証書は任意	2-①・8
通称名の使用	可(特に理由があると認められる場合)	➤ 提示書類が必要	7・16
受領証等の交付	(1) パートナーシップ宣誓書受領証(A4) (2) パートナーシップ宣誓書受領証明カード	—	—
受領証等の再交付	紛失・毀損・汚損等	—	—
受領証等の返還	届出の必要な場合 (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき (2) 一方が死亡したとき (3) 一方又は双方が市外に転出したとき (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき	➤ (1)・(4)の場合は、受領証等の返還が必要 ➤ (2)・(3)の場合は、受領証等の返還は不要 ➤ 当事者の一方が転勤や親族の疾病、その他やむを得ない事情により、一時的に転出する場合を除く	2-②
宣誓書の保存年限	長期	—	—
附則	令和2年7月1日施行	施行前の準備行為を規定	—
行政サービス	市営住宅の申込、市民病院での入院時の病状説明、面会及び手術時の同意、その他全庁的に照会中	順次、拡大	2-③・4・5・6・7
民間サービス	民間事業者への周知・啓発	—	2-④・5・6・7
都市間相互利用	総社市7/1～(予定)、高松市、広島市、指定都市とは協議が整い次第制度開始	都市間相互利用の実施方法	9